

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 6 月 1 日	
佐賀県知事 山口祥義 殿	
提出者 住 所 佐賀県唐津市中瀬通10-8 氏 名 丸大食品株式会社 唐津工場 工場長 山本 大介 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0955-74-2111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	丸大食品株式会社 唐津工場
事業場の所在地	佐賀県唐津市中瀬通10-8
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	09 食品製造業
② 事業の規模	製造品出荷額： 138億2060万
③ 従業員数	337名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り (別紙①)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り (別紙②)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排 出 量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(これまでに実施した取組)		
	・汚泥に関しては排水処理設備の適正管理・設備保全及び工場内発生排水内の残渣除去啓蒙 凝集剤適正使用量検証実施、機械備品整備清掃実施、従業員教育実施 ・動物性残渣に関しては製造工程上の不良発生の削減対策及び生産機器のメンテナンス整備を実施した 分別で全量肥料化 ・廃プラに関しては不良削減対策及び作業の標準化、従業員教育を実施した 一部は 固形燃料化している		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排 出 量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組)		
	・汚泥に関しては排水処理設備の適正管理・設備保全及び工場内発生排水内の残渣除去啓蒙 作業の標準化及び従業員教育 ・動物性残渣に関しては製造工程上の不良発生削減対策、生産機器の整備 全量肥料化の為 分別教育継続実施 ・廃プラに関しては不良削減対策及び作業の標準化、従業員教育 リサイクルの推進 分別教育継続実施		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の状況を確認し、逐次分別方法等を従業員教育する 分別方法の従業員への標準化、見える化（掲示物の活用）実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・逐次、産業廃棄物の分別教育を実施する 廃棄物分別の標準化見える化（掲示物の活用）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
②計画	（これまでに実施した取組） ・特になし		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全 処 理 委 託 量	別紙の通り t	別紙の通り t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り t	別紙の通り t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り t	別紙の通り t
	（これまでに実施した取組） ・最終処分場の確認を実施した		

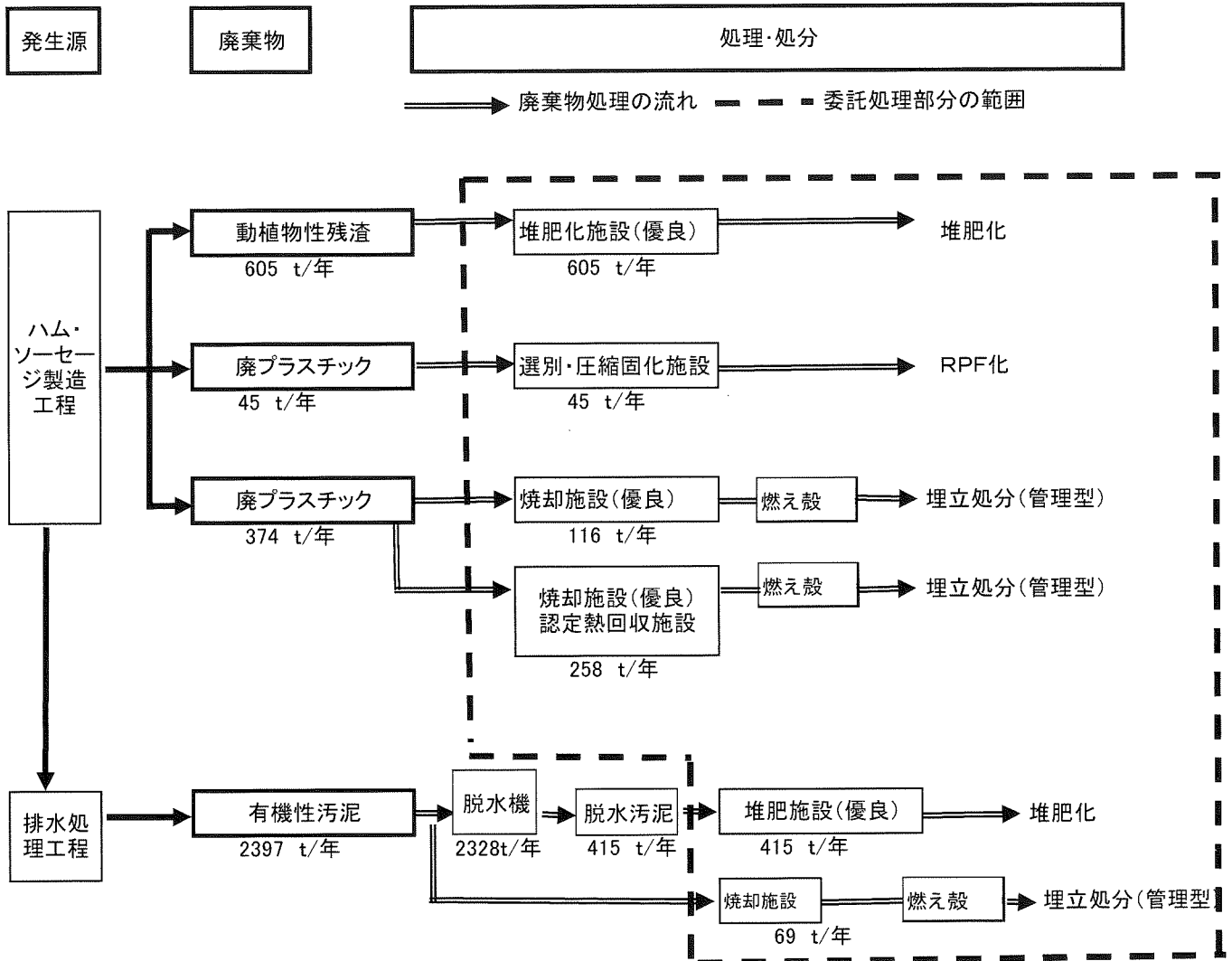
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全 処 理 委 託 量	別紙の通り t	別紙の通り t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り t	別紙の通り t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 最終処分場の確認を継続的に実施する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程

当該事業場において現に行っている事業に関する事項(第1面関係別紙)



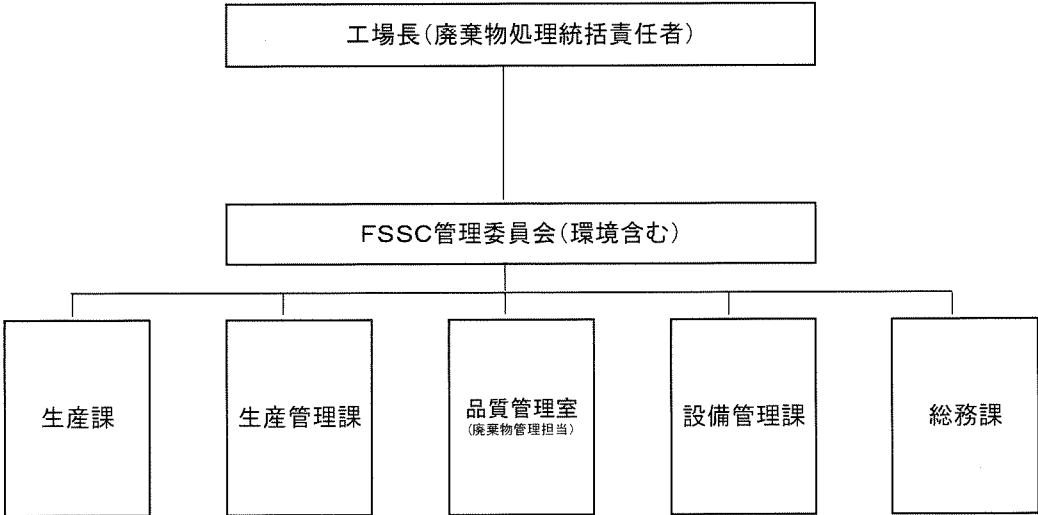
廃棄物処理フロー図(令和 8年度計画)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（第2面関係別紙）

責任者及び管理組織図

統括責任者		所属：唐津工場	役職：工場長
品質管理室		所属：唐津工場	役職：課長
廃棄物管理担当		組織名：品質管理室保全 組織人数：4人（環境保全）	
役割	FSSC管理委員会 （環境含む）	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長-工場長 ・委員-関連部署課長係長 ・定期会議時に産業廃棄物報告等	
	品質管理室 責任者	○廃棄物処理方針の作成 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	廃棄物管理 担当	○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項	

廃棄物管理組織



(第2面)

[illegible]

(第3面)

[illegible][illegible]

(第4・5面)

[illegible]